

令和5年第7回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和5年7月24日(月) 午前10時30分

東浦町役場 合同委員会室

東浦町民憲章唱和

開 会

日程第 1 令和5年第6回定例会会議録承認

日程第 2 議案第23号 東浦町教育支援委員の選任について

【学校教育課】

日程第 3 議案第24号 令和6年度使用小中学校教科用図書採択について

【学校教育課】

日程第 4 議案第25号 東浦町教育委員会名義後援について「令和5年度『法
の日』記念事業」

【学校教育課】

日程第 5 議案第26号 令和5年度東浦町教育委員会事務点検・評価報告書案
について

【各 課】

日程第 6 教育長報告

日程第 7 教育委員報告 学校訪問（森岡小学校・生路小学校）

日程第 8 報告第12号 令和5年第2回東浦町議会定例会における一般質問
及び回答について

【教 育 部】

日程第 9 各課報告

閉 会

_____ 時 _____ 分

次回

第8回定例会

令和5年8月21日(月) 午前9時30分

場所 東浦町役場 2階 第1会議室

自由討議

議案第 23 号

東浦町教育支援委員の選任について
東浦町教育支援委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和 5 年 7 月 24 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町教育支援委員会運営規則第 2 条第 2 項の規定により提案するものである。

東浦町教育支援委員名簿

(令和5年8月1日から令和6年7月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	日高 啓量	ひだかこどもクリニック 医師	
2	都築 秀明	耳鼻咽喉科みやこクリニック 医師	
3	鳥山 淳	大府もちのき特別支援学校 校長	
4	畑中 悦子	ひいらぎ特別支援学校 校長	
5	小林 紀彦	大府特別支援学校 校長	
6	鬼頭 茉由	知多児童・障害者相談センター 児童福祉司	
7	鬼頭 学	校長会会長	
8	南 茂憲	校長会副会長	
9	鈴木 悟志	特別支援教育担当校長	
10	小川 儀史	教頭代表	
11	神野 真輔	特別支援教育担当教頭	
12	岩本 和也	教務代表	
13	杉田 千恵子	特別支援コーディネーター	
14	小島 亜矢	健康課 保健師	
15	竹内 弘美	児童課 指導保育士	

【参考】

◎東浦町教育支援委員会運営規則

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 医師

(2) 学識経験を有する者

(3) 児童・障害者相談センターの職員

(4) 保健師

(5) 町内の小学校及び中学校の教職員並びに特別支援学校の教職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

東浦町教育支援委員会運営規則 (平成26年3月31日教育委員会規則第4号)

最終改正:平成27年3月5日教育委員会規則第1号

改正内容:平成27年3月5日教育委員会規則第1号 [平成29年9月27日]

○東浦町教育支援委員会運営規則

平成26年3月31日教育委員会規則第4号

改正

平成27年3月5日教育委員会規則第1号

東浦町教育支援委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東浦町附属機関設置条例（平成26年東浦町条例第2号）第2条の規定に基づき、東浦町教育支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 児童・障害者相談センターの職員
- (4) 保健師
- (5) 町内の小学校及び中学校の教職員並びに特別支援学校の教職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月5日教委規則第1号抄)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 24 号

令和 6 年度使用小中学校教科用図書採択について

令和 6 年度使用小中学校教科用図書採択について、資料 1 のとおり採択するものとする。

令和 5 年 7 月 24 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、提案するものである。

議案第 25 号

東浦町教育委員会名義後援について

次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和 5 年 7 月 24 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称 令和 5 年度「法の日」記念事業

事業の主催 愛知県弁護士会 半田支部

実施日 令和 5 年 10 月 7 日

場 所 雁宿ホール（半田市福祉文化会館）

対 象 一般

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準第 2 条に基づき、提案するものである。

様式第1号（第2条関係）

東浦町教育委員会名義後援承認申請書

令和5年6月27日

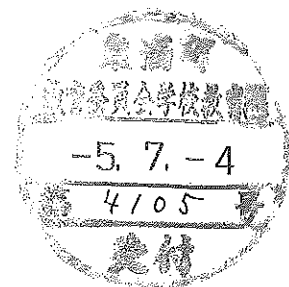
東浦町教育委員会 殿

団体名 愛知県弁護士会 半田支部
住所 半田市出口町1-45-16 住吉ビル2階
氏名 支部長 榊原 尚之
連絡先 TEL (0569) 47-9630 (平野秀繁・住
半田市昭和町1-60-10 NYビル
4階)

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準第2条の規定に基づき、下記の事業
について東浦町教育委員会の名義後援を申請します。

記

- 1 事業の名称
令和5年度「法の日」記念事業
- 2 事業の目的
「法の日」に対する理解を深めてもらいたいため
- 3 実施期日
令和5年10月7日
- 4 実施時間
午前10時～午後4時
- 5 実施場所
雁宿ホール（半田市福祉文化会館）
- 6 参加対象者
一般市民（参加人員1400名）
- 7 収支予算書
別紙収支予算計画書の通り
- 8 安全対策
避難経路の確認等
- 9 協賛予定
なし
- 10 他の後援予定団体等
5市5町とその教育委員会、県教育委員会



収 支 予 算 計 画 書

(催物名：令和 5 年度法の日記念事業)

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	円	項 目	円
愛知県弁護士会	820,000	出演料等	770,000
愛知県弁護士会半田支部	550,000	会場使用料	200,000
		広報費	200,000
		雑費	200,000
合 計	1,370,000	合 計	1,370,000

※この様式に代えて、要件を備えているパンフレットでもかまいません。

事業計画書

(催物名：令和５年度「法の日」記念事業)

午前の部：弁護士による無料法律相談
午後の部：第一部 弁護士による寸劇
身近に起きうる法律トラブルの寸劇をする。
第二部 松本梨香トーク&ミニライブ（めざせポケモンマスター）」「子どもミニクイズ大会」
松本梨香さんの子ども達向けのトークショー、ミニライブ、
ミニクイズ大会を実施する

※ パンフレット等催物の内容を示すものがありましたら、添付してください。

松本梨香氏プロフィール

クールジャパン広報大使
高知観光特使

大衆演劇の座長である父を持ち、幼少より芝居の世界に深く携わり舞台女優として大衆演劇、ミュージカルなど数々の舞台に立つ。持ち前の明るさと軽快なトークでラジオのパーソナリティーやバラエティー情報番組のコメンテーターなども務める。

TV アニメ『ポケットモンスター』の主題歌「めざせポケモンマスター」はWミリオンを記録。

女性初で仮面ライダーの主題歌「Alive A Life」を歌うなどその歌声は世代を問わず多くの人々の心を掴み、自身で立ち上げたまんまるプロジェクトでは子供たちの笑顔を繋げるべく精力的に活動を行っている。

海外での活動も多く、ワンマンライブの実施や Japan Expo への出演など、その歌声は世界中の人々から愛されている。

●愛知県弁護士会半田支部規約

制定 平2・9
改正 平16・9 平16・9

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は、愛知県弁護士会半田支部（以下「支部」という。）と称する。

(事務所)

第2条 支部は、事務所を半田市出口町一丁目45番地16住吉ビル2階におく。

(組織)

第3条 支部は、名古屋地方裁判所半田支部の管轄区域内に法律事務所を有する愛知県弁護士会会員（以下「支部会員」という。）をもって組織する。

(支部の事務)

第4条 支部は次の事務をおこなう。

- (1) 愛知県弁護士会が委託した広報、法律相談などの事務
- (2) 支部会員相互の研修
- (3) その他、支部において処理することが相当な事務

第2章 総会

(総会)

第5条 支部は、議決機関として総会を設ける。

2 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年4月に、臨時総会は必要の都度開催する。

(招集および議長)

第6条 総会は、支部長がその開催日時、場所、議題を支部会員に通知して招集する。ただし、2分の1以上の支部会員が議題を明示した書面によって要求したときは支部長は臨時総会を招集しなければならない。

2 総会の議長は、支部長が指名する。

(議決の方法)

第7条 総会は支部会員の3分の2以上の出席で成立し、その議決は出席支部会員の過半数を要する。ただし、支部規約の改変、特別支部会費の徴収に関する議決については出席支部会員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(代理出席)

第8条 支部総会に欠席する支部会員は、委任状を交付して出席する支部会員に支部総会の議題についての投票権を一括委任することができる。委任を受けた支部会員は委任状を議長に提出し、この確認を得たときは委任した支部会員の投票権を同時に行使することができる。委任した支部会員は総会に出席したものとみなす。

(総会の審議事項)

第9条 総会では次の事項を審議する。

- (1) 支部の予算、決算に関する事項
- (2) 支部役員の選出などに関する事項
- (3) 支部規約、細則などの制定および改変に関する事項
- (4) 委員会の設置に関する事項

- (5) 支部の業務の内重要な事項
- (6) その他支部長または役員会において必要と認めた事項

(議事録)

第10条 総会の議事は、議事録を作成し、支部長および議長が署名し支部長がこれを保管しなければならない。

第3章 役員

(役員)

第11条 支部には次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 幹事 若干名

2 支部長は、支部を代表し支部業務を統括する。

(選任および任期)

第12条 役員は、総会において選任し、その任期は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会計監査)

第13条 支部には会計監査を1名をおく。(但し、支部会費を徴収しない期間はおかないことができる。)

- 2 会計監査は、総会において選任し、その任期は4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会計監査は、支部経理を監査し、その結果を定時総会に報告しなければならない。

第4章 役員会および委員会

(役員会)

第14条 支部に役員会をおく。

2 役員会は、支部長、幹事をもって組織する。

(招集)

第15条 支部長は、会議の目的たる事項を示して何時にても役員会を招集することができる。

(審議事項)

第16条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会から委任せられた事項
- (3) 支部長の諮問に対する答申または建議に関する事項
- (4) 会計および資産に関する事項
- (5) 委員の選任に関する事項
- (6) 総会の決議事項に属する事項であって支部長が総会を招集する暇がないと認めた事項。ただし、この場合においては、その後最初に開かれた総会に承認を求めなければならない。

(決議の方法)

第17条 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって、これを決議する。

(議事録)

第18条 第10条の規定は、役員会に準用する。

(委員会)

第19条 支部は、総会の議決により委員会をおくことができる。

- 2 委員は支部会員の希望を尊重して支部長が選任し、代表者は委員の互選による。

第5章 会計

(支部の会計)

第20条 支部の財政は、支部会費、寄付金その他の収入により支弁する。

- 2 支部の会計は、支部長がこれをおこなう。支部長は緊急の必要があると認めるときは予算超過または予算外の支出をすることができる。この場合には、その後の最初の総会において承認を受けなければならない。

(会計年度)

第21条 支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第22条 支部会員は、支部会費を納めなければならない。(但し、総会の議決により徴収しないことができる。)

- 2 支部会費の額は、別に細則をもって定める。
3 支部は、特別の必要あるときは、総会の議決により支部会員から特別支部会費を徴収することができる。

(支部細則)

第23条 支部は、支部会費細則、支部慶弔細則その他必要な細則を総会の議決により定めることができる。

附 則

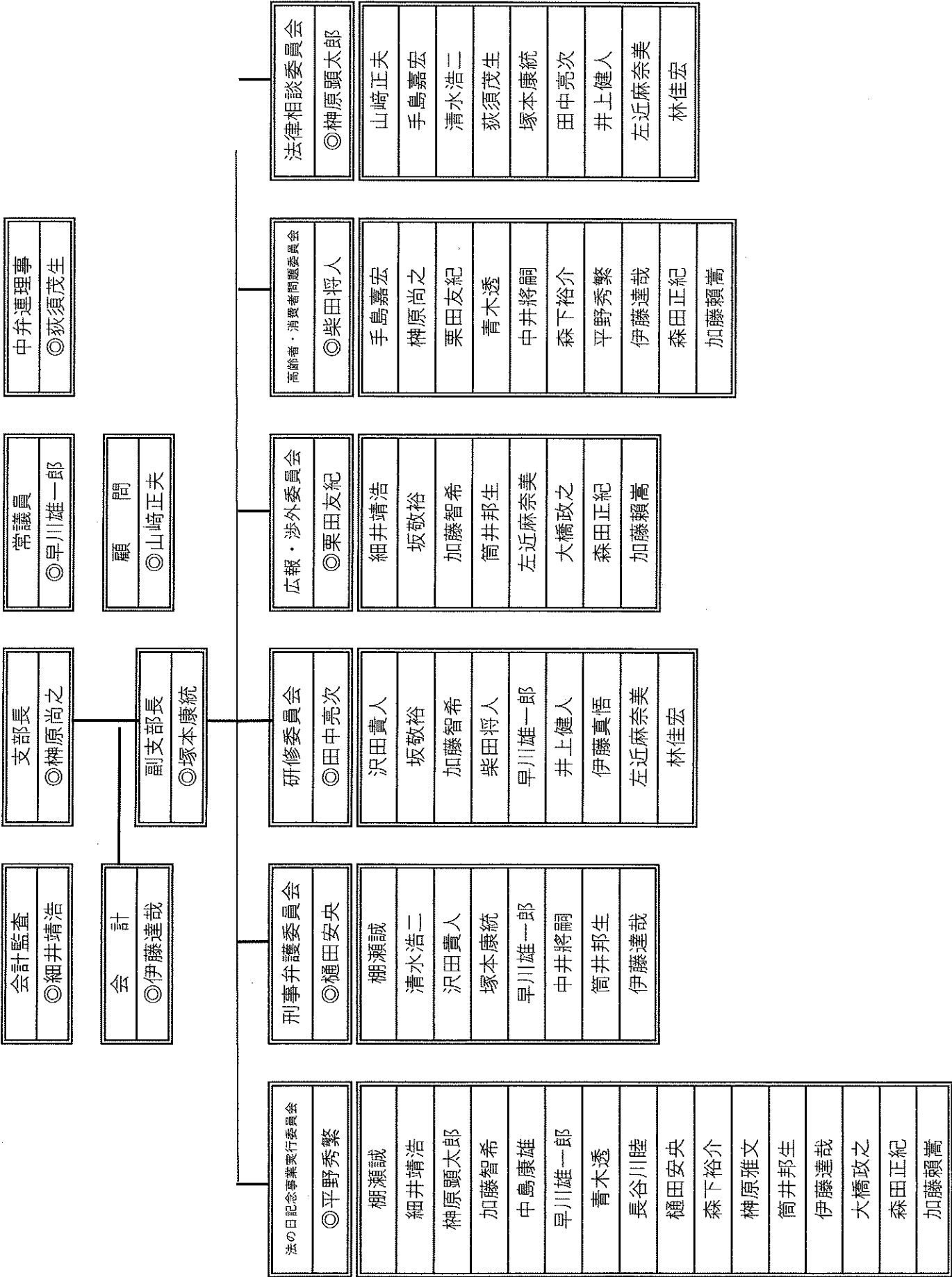
本規約は、名古屋弁護士会常議員会において承認のあった日から施行する。(平成2年9月12日承認)

附 則

第1条から第3条までの改正規定は、名古屋弁護士会常議員会の承認を得て、平成16年10月1日から施行する。(平成16年9月15日承認)

附 則

題名、第1条、第3条および第4条第1号の改正規定は、名古屋弁護士会常議員会の承認を得て、平成17年4月1日から施行する。(平成16年9月15日承認)



議案第 26 号

令和 5 年度東浦町教育委員会事務点検・評価報告書案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき行う東浦町教育委員会事務点検・評価会議に資料 2 のとおり提出するものとする。

令和 5 年 7 月 24 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく会議のため、提案するものである。

令和5年6・7月 教育長報告

(行事報告)

【日 付】	【報 告 内 容】
6月27日（火）	教頭会議 子ども読書活動推進会議
6月29日（木）	東浦高等学校評議員会
6月30日（金）	学校訪問（森岡小学校）
7月2日（日）	地区フォーラム(卯ノ里)
7月3日（月）	行政評価内部会議
7月5日（水）	学校訪問（生路小学校）
7月6日（木）	知多地方教育事務協議会幹事会
7月7日（金）	給食運営委員会 五町教育長会
7月9日（日）	地区フォーラム（森岡）
7月11日（火）	学校経営会議 教務主任会議
7月13日（木）	教科書関係 新田消防団激励会
7月14日（金）	文化財保護委員会 全国大会激励会
7月18日（火）	校長会予算要望懇談会
7月19日（水）	学校保健会
7月24日（月）	第1回総合教育会議 第7回教育委員会定例会

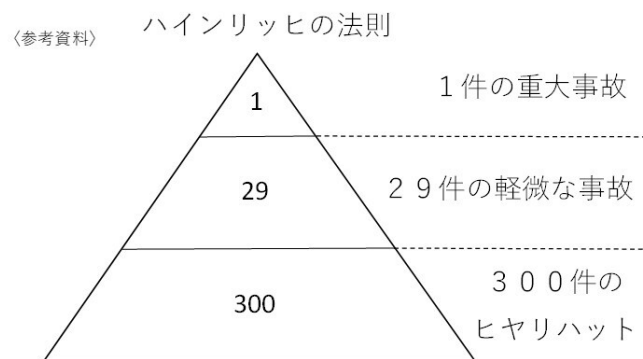
令和 5 年
第 2 回東浦町議会定例会
一般質問及び回答

質問者（質問順位 2） 森 靖広 議員

2. 安全・安心に住み続けるまちづくりについて

本町には「東浦町通学路交通安全プログラム」がございます。本目的は平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において教育委員会、学校、警察、道路管理者等（以下、関係機関）が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成 25 年度に関係機関の連携体制を構築し、「東浦町通学路交通安全プログラム」を策定した。今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように継続的に通学路の安全確保を図っていく。また、取り組み方針の基本的な考え方では、継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに対策実施後の効果の把握も行い、対策の改善・充実を行う。これらの取り組みを PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性向上を図っていきますとの記載があります。そこで以下について質問します。

- （1）令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度と過去 3 年間実施した、通学路の危険・要注意箇所の数と道路種別を伺います。
- （2）通学路の危険・要注意箇所について対策する際の優先順位はあるか伺います。
- （3）PDCA サイクルとして繰り返し実施とあるが対策の確認は「誰が」「いつ」行っているのか、また、公表は行っているかについて伺います。
- （4）通学路の危険・要注意箇所が継続して洗い出された箇所の対策方法を伺います。
- （5）ハインリッヒの法則〈参考資料〉から通学路のヒヤリ・ハット〈※ 1〉などは関係機関へ連絡する仕組みはあるか、またヒヤリハットなど聞き取りは学校等で日常的に行われているかについて伺います。



※ 1

※1 ヒヤリハット:ひとつ間違えれば大きな事故に巻き込まれてもおかしくないような状況ではあったが、幸いにも回避できた出来事のこと。文字通り、「ヒヤリとしたり、ハッとした」、が結果的には「ああよかった」となった事象。

【回答】(1)の「令和2年度、令和3年度、令和4年度と過去3年間実施した、通学路の危険・要注意箇所の数と道路種別」についてですが、通学路の新規案件の危険・要注意箇所は、令和2年度で国道2件、県道3件、町道19件、令和3年度で国道2件、県道1件、町道8件、令和4年度で国道3件、県道4件、町道19件、継続案件の危険・要注意箇所は令和2年度で国道5件、県道5件、町道11件、令和3年度で国道5件、県道5件、町道16件、令和4年度で国道5件、県道5件、町道15件でした。

次に、(2)の「通学路の危険・要注意箇所について対策する際の優先順位」についてですが、危険箇所・要注意箇所を対策する際に優先順位は付けておりません。それぞれの道路管理者等において対応できることから改善を図っています。

次に、(3)の「対策の確認は「誰が」「いつ」行っているのか、また、公表は行っているか」についてですが、東浦町通学路交通安全プログラムを実行する東浦町通学路交通安全対策担当者連絡会において報告される要望に対する回答の中で対策を確認しており、その内容は町のホームページにて公表しています。なお、前回の連絡会は、令和5年1月6日に開催しました。

次に、(4)の「通学路の危険・要注意箇所が継続して洗い出された箇所の対策方法」についてですが、通学路の危険・要注意箇所の改善が速やかに行えない場合は、継続案件として取り扱い、次回以降の通学路交通安全対策担当者連絡会にて、引き続き進捗状況の確認を行っています。また、過年度に要望どおりの対応が難しいとの協議結果に至った点検箇所に、新年度にも同様の要望があった際には、再度施設管理者への働きかけを行う一方で、代替えとなる他の方策がないか協議する等、引き続き検討を行っています。

次に、(5)の「通学路のヒヤリ・ハットなどは関係機関へ連絡する仕組みはあるか、またヒヤリ・ハットなど聞き取りは学校等で日常的に行われているか」についてですが、ヒヤリ・ハットを関係機関へ即時に連絡する仕組みはありませんが、日々、児童生徒の通学の様子を監視していただいている各地区の交通指導員より月次で学校や教育委員会に報告いただいております。通学路交通安全対策担当者連絡会、学校教職員との各種会議、学校運営協議会等の様々な機会に、関係機関と情報共有を図っています。

また、ヒヤリ・ハットに特定した聞き取りを学校で日常的に行ってはいませんが、教師と児童生徒間の連絡などから収集できる情報に加え、各家庭で児童生徒から保護者へ日常会話で伝達されるヒヤリ・ハットを各学校PTAを通じて通学路の危険・要注意箇所の対策要望箇所として提出し、通学路交通

安全対策担当者連絡会へ反映しています。

今後も、ヒヤリ・ハットで得られた情報が通学路の安全性向上に繋がるよう努めていきます。

質問者（質問順位 3） 前田 明弘 議員

1. 愛知県の中高一貫教育について

愛知県立高校の「県立高等学校再編成将来構想具体化検討委員会」が令和 5 年 4 月 25 日に開催され、2025 年 4 月に開校する第一次中高一貫導入校の入学選考方法や日程の公表スケジュールが示された。具体的には今年 10 月ごろに適正検査の実施方法や日程を発表。12 月をめどに問題を公表する等提示された。そこで次の事柄について伺う。

- （1）愛知県教育委員会が、中高一貫教育を目指すねらいと具体化に向けた検討等について、本町の見解を伺う。
- （2）第 1 次中高一貫導入校の開校までの日程について、本町がどこまで把握しているのか伺う。
- （3）東浦町学校経営会議ではどのような課題等を問題化させているのか伺う。
- （4）本町の小学校の高学年を持つ保護者や児童から、中高一貫教育についての今後の方向性や問題点についてどのような課題が指摘されているのか伺う。

【回答】（1）の「愛知県教育委員会が、中高一貫教育を目指すねらいと具体化に向けた検討等について、本町の見解」についてですが、中高一貫教育導入のねらいは、「チェンジ・メーカーを育てる・自分らしさの探究と創造・チャレンジ・一人一人異なる個性をもつ子どもたちの可能性を最大限引き出す学びの実現・誰もが社会の変革者となる学びの推進」です。その第一次導入校として、SSHと呼ばれるスーパーサイエンスハイスクールの愛知県立半田高等学校、刈谷高等学校、明和高等学校が選ばれました。SSHで取り組んでいる大学・企業・研究所との連携や国際交流などの実績を生かし、中学校段階から、大学・企業・研究所への訪問や、高度な実験・実習体験、国際交流などに取り組み、興味・関心を高めるとともに教養を広めることができます。また、SSHで取り組んでいる研究を、中学校段階から時間をかけて取り組み、「生徒がじっくりと研究テーマを探す」、「実験で試行錯誤する」、「テーマを途中で見直す」など、長期間にわたる自律的な探究学習を行うことができます。そして、「中学生と高校生が話し合う」「お互いの発表を聞く」など、異校種間の取組を行うことを通してねらいに迫っていくこととなります。教科の学習においては、中学校段階では、少人数・習熟度別指導により、基礎基本の定着を図りつつ、中学校と関連深い高等学校の学習内容に中学校段階からしっかりと触れることで、より深い学びに取り組んでいきます。探究を深めるための先取りは行いますが、大学受験に特化して授業進度を早めることは目指しません。

また、グローバル探究実施校として愛知県立津島高等学校が選ばれました。国際理解コースで取り組んでいる国際交流等の取組をベースに、中学校に国際探究コースを設け、国際的な視点をもって探究的な学びに取り組むことが

できます。津島高等学校普通科の一部を国際探究科に学科改編し、国際バカロレアを踏まえた探究的な学びを実践します。中学校・高校への国際バカロレアの導入を目指していきます。教科学習については、前述の3校と同じように中学校段階では、少人数・習熟度別指導により、基礎基本の定着を図りつつ、中学校と関連深い高等学校の学習内容に中学校段階からしっかりと触れることで、より深い学びに取り組んでいきます。探究を深めるための先取りは行いますが、大学受験に特化して授業進度を早めることは目指しません。愛知県立明和高等学校には音楽科があります。中学校段階から専門的に音楽を学び、明和高等学校音楽科へ進学できる中高一貫教育を、導入していきます。

本町の見解としては、1つの学校の在り方として、中学生が高校生から刺激を受け、探求的な学びを深めていくことができる学校は魅力であると考えます。また、本町が大切にしている指導の個別化、学習の個性化についても一人一人異なる個性をもつ子どもたちの可能性を最大限引き出す学びの実現というねらいをもっているということで、子どもの選択肢になりえると思います。先日半田高等学校において、「SSH成果発表会・アントレプレナーシップ講演会」が開催されました。町内の中学生にとっても、中高一貫教育校併設中学校の発表に触れる機会があれば、刺激になるのではないかと感じております。

次に、(2)の「第1次中高一貫導入校の開校までの日程について、本町がどこまで把握しているのか」についてですが、令和7年4月に開校を目指し、入学生との選考方法は、受験のテクニックや知識量を測る「学力検査」は行わず、思考力、判断力、表現力、課題解決力等を総合的に測る「適性検査」を行うこと、中高の6年間学び続ける意欲や志望動機、適性、コミュニケーション能力などを見るための面接を行うこと、音楽コースにおいては実技検査を実施することを把握しています。スケジュールとしては、本年7月頃に「入学者選考方法の概要」公表、10月頃に「入学者選考方法・日程」及び各導入校の「教育内容」公表、11月頃保護者説明会開催、12月頃サンプル問題公表、令和6年2月学校名決定、8月入学希望者説明会開催、令和7年1月頃入学者選考、4月開校という日程を把握しています。

次に、(3)の「東浦町学校経営会議ではどのような課題等を問題化させているのか」についてですが、現在ホームページなどで知ることのできる内容の情報共有のみ行っており、課題等は問題化していません。その中で、小学校の校長からは調査書作成が負担にならないとよいという声は聞いています。

次に、(4)の「本町の小学校の高学年を持つ保護者や児童から、中高一貫教育についての今後の方向性や問題点についてどのような課題が指摘されているのか」についてですが、今のところ本町に対して具体的にご意見な

どは寄せられていません。

2. 土日祝日の部活動の地域移行について

令和4年スポーツ庁から部活動の地域移行に関する検討会議の内容が提案された。全国の地方公共団体等多くの課題が山積みで運営側や現場からの戸惑いの声も多い中、東浦町ではさっそく令和5年9月から開始される予定である。新しい改革の一つとして楽しみや夢を持つ児童生徒も増え、一步一步前進の東浦町でありたい。

そこで次の事柄等について伺う。

- (1) 東浦町として9月からの部活の地域移行についてどのように取り組んでいくのか。具体的な内容について伺う。
- (2) 学校経営会議ではどのような事柄が周知され職員や児童生徒に伝わっているのか伺う。
- (3) 保護者の方々の意見や感想について伺う。
- (4) 各種団体との連携について伺う。

【回答】(1)の「東浦町として9月からの部活の地域移行についてどのように取り組んでいくのか。具体的な内容」についてですが、5月に仮称であった町営クラブの名称を「ひがしうら地域クラブ」と決定しました。

この地域クラブは、従来の休日部活動をそのまま引き継ぐのではなく、部活動が縮小することで、生徒たちに休日の過ごし方を選択する幅が広がることを見越し、生涯スポーツや生涯学習の観点から、さまざまな運動や文化活動に触れる場を拡充するために立ち上げるものです。従って、今行っている部活動とは性質の異なる活動となります。部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する活動であるのに対し、地域クラブは、学区や少子化に影響されず、将来にわたりスポーツ・文化活動に継続して親しむきっかけの場とすることを目的としています。

5月下旬から各中学校ごとに保護者等へ地域クラブ活動の在り方等に関する方針についての説明会を実施しているところです。

6月下旬からは、各中学校の校長及び部活動主任、学校体育担当校長、教育部部課長等で構成する地域クラブ検討会や協議会を行い、国や県の方針を踏まえ、町の考え方等の共通認識を図るとともに、実施に向けてのルール等を協議する予定です。

また、本定例会上程の一般会計補正予算議案に指導者への報償金や運営費等地域クラブ関係予算を計上しており、9月からの地域クラブ実施に向け、地域クラブ参加者の募集や指導者への研修を行うなど準備を進めてまいります。

次に(2)の「学校経営会議ではどのような事柄が周知され職員や児童生徒に伝わっているのか」についてですが、令和4年度に町内小学5・6年生、

中学1年生及びその保護者や町内小中学校教職員を対象とした部活動の地域移行についてのアンケートの実施依頼や、地域クラブに対する町の方針、事業の進捗報告等の説明を行ってきました。これらの内容について各中学校長から、教職員や児童生徒へ令和5年9月からは休日部活動を廃止すること、「地域クラブ」ができることで、休日の過ごし方の選択肢が増えること等の説明が行われています。

次に(3)の「保護者の方々の意見や感想」についてですが、令和4年度に実施した保護者アンケートの自由記載で、多かった意見等は「指導者の質」、「大会等への参加」、「活動場所までの送迎」でした。

指導者の質に関するご意見として、「教員ではない指導者が従事することになると、技術指導だけではなく教育的配慮もできる指導者でないと不安を感じる」や「質の高い指導者を確保するためには、相応の報酬を払う必要がある」とのご意見がありました。

大会等への参加については「現状、学校からでしか参加できない大会等があるため、生徒が大会等に参加できる頻度が減少するのではないか」というご意見がありました。

活動場所までの送迎については、現在の方針では、町内の中学校を活動場所として考えているため、生徒が自分で来ることを基本とし、必要があれば保護者が送迎しても構わないとしておりますが、「学区を越える移動には不安を感じる」「町営バスを増発してほしい」というご意見がありました。

その他、賛成意見として「部活動の種目以外の活動もやってほしい」や「結果を求める活動も必要と思うが、楽しく運動できる活動もあると良い」、「初めての試みで大変かと思うが、何か協力できることがあれば手伝いたい」などのご意見がありました。

一方、心配や不安な意見として「教員の負担は理解しているが、子どものために休日の部活動は廃止しないでほしい」や「練習場所が変更になると送迎が必要になる」、「部活動のモチベーションが下がるのでは」などのご意見がありました。

また、5月31日に開催した東浦中学校の地域クラブ保護者説明会では、「町が行う地域クラブなので、バス運賃の補助や巡回バスの実施をしてほしい」、「地域クラブで部活動の種目が立ち上がらないと活動の機会が減少するため、子どもたちの不利益になる」や「令和5年9月に開始できない活動は、今後整備されるのか」などの意見がありました。

次に(4)の「各種団体との連携」についてですが、スポーツ協会、文化協会の会長が協議会委員として、町の方針案等の検討をいただいています。両協会には、部活動の地域移行の概要と町の取り組みについて説明し、加盟団体・チーム及び会員の方に指導者の募集などご協力をいただいていたところですので。

文化活動については、現時点で指導者が一定数に満たないため、9月当初からの地域クラブの活動開始を見送っています。そのため、地域クラブ以外の休日の文化活動の選択肢の一つとして、加盟団体に向け、現在の団体の活動に生徒が参加できるかどうかのアンケートを行い、土曜もしくは日曜日に受け入れ可能と回答をいただいた団体一覧を各中学校での説明会の際に配付いたしました。

今後は文化協会会員の方や一般の方に、地域クラブの指導者として協力いただける方の募集を行っていきます。

地域クラブの設置、運営にあたりましては、引き続き各種団体と連携し、生徒が文化・スポーツ活動に触れる機会の確保・創出に努めていきたいと考えています。

質問者（質問順位 5） 杉下 久仁子 議員

1. より良い部活動の地域移行を目指して

文部科学省では令和4年（2022年）12月末に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、ガイドライン）を定めた。その中で、中学校の休日の部活動を地域移行するために、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしている。

ガイドライン（案）が提案された当初は3年間を「改革集中期間」と位置づけていたが、各地域の実情を聞く中で「改革推進期間」へ、「地域移行の達成」から「地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進」へと表現が変わっている。

達成時期ありきから、各地域の実情に合わせた進め方が行えるようになったが、本町では令和4年3月や12月、令和5年3月の定例会一般質問で各議員へ答弁されている通り今年9月からの休日部活動の廃止と地域移行が進められようとしている。

そもそも部活動の意義、また子どもを真ん中にした部活動のあり方を検討し、必要な予算と体制を求め、以下に質問する。

（1）ガイドラインが改定され達成時期ありきではなくなったが、この内容を本町の検討会や「東浦町部活動の地域移行推進協議会」（以下、協議会）で話し合われたか。その時の意見は。

（2）本町として部活動の地域移行の目的と理由、現在の課題は。

（3）指導者について

ア．協議会の会議録等から、部活動の地域移行で指導者の確保が難航している状況が伺えるが、その原因をどう捉えているか。また、スポーツ指導者登録人材バンクのような公的な仕組みで募集するだけでなく、町民全体への募集の必要もあると考えるが実施の予定は。

イ．生徒の人格形成や命を預かる立場となるため、指導者登録には技術面だけでなく人格や人間性も慎重に判断しなければいけないと考える。その点の見解と、登録の前後に年齢に応じた接し方や指導の声掛け等の講習は行われるか。

ウ．各種大会やコンクールへ参加する場合、引率者となるか。

エ．平日と休日で同じ種目に加入する場合、指導者が変わることで指導方法の違いに戸惑う生徒も出てくると予想されるが、どう対応するか。

（4）万が一の事故やケガ等に対する補償は学校部活動と地域移行後の違いは。また、災害補償に対する保険加入に対し町の支援が必要と考えるが見解は。

- (5) 地域移行後の活動場所で他の中学校区へ移動が必要な生徒もいると考えるが、公共交通を利用する場合の支援は。
- (6) 現在の部活動の種類と9月から地域クラブ（町営クラブ（仮）の正式名称）で生徒の受け入れが可能な部活動は何か。また、地域クラブで生徒の受け入れに必要な条件は。
- (7) 現在の部活動加入率と、生徒の地域クラブへの参加率（予定）はつかんでいるか。
- (8) 地域クラブへの参加料と指導者への報酬を設定した理由と、それぞれの額の根拠は。また、経済的な理由で参加できないことのないように支援を行うか。
- (9) 町営クラブ（仮）説明会が町内各中学校で行われたが、それぞれの参加者数と意見の概要は。
- (10) 部活動の地域移行から、東浦町としてのスポーツや文化の発展をどう考えるか。
- (11) 平日の部活動の在り方や環境整備について、今後のスケジュールは。
- (12) ガイドラインでは、「少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要」とある。

子どもたちの文化やスポーツへ参加する権利にこたえるため、子どもを真ん中にした部活動のあり方を検討しているか、予算や体制の整備がされているかを鑑みると、今年9月にすべての休日部活動を廃止し地域クラブをスタートするには、児童生徒や保護者からの理解が得られているとは言い難いと認識している。延期を求めるが、見解は。

【回答】(1)の「ガイドラインが改定され達成時期ありきではなくなったが、この内容を本町の検討会や「東浦町部活動の地域移行推進協議会」で話し合われたか。その時の意見は」についてですが、東浦町では、国の方針の見直しより前に、令和5年9月の部活動の縮小に合わせた地域クラブ設立の検討がされており、準備が整った活動から開始していくこととしています。検討会や協議会における協議では、改訂後のガイドラインと今まで検討してきた方針が外れていないことを確認しました。

また、町内3中学校の校長とも、ガイドラインの改訂内容を共有した上で、学校現場での教員の労働時間の超過などひっ迫した状況は変わらないことから、現在の教育の質を保持し、向上させていくためには、部活動の縮小時期の変更はできないことを確認しました。

令和5年9月開始に向け、従来の休日部活動をそのまま引き継ぐのではなく、生涯スポーツや生涯学習の観点から、さまざまな運動や文化活動に触れるき

っかけの場として立ち上げる「ひがしうら地域クラブ」の検討を続けています。

次に(2)の「本町として部活動の地域移行の目的と理由、現在の課題は」についてですが、本町では、生徒がスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的としています。現在、東浦町内の生徒数が減少傾向となっており、令和4年度に廃部となった部活動や1校単独でチームを構成することのできない部活動が存在していること、また、本町においても休日の部活動が教員の多忙化の一因となっているとの理由から、地域移行を実施するものです。

課題としましては、生徒のニーズに合った活動を実施するための指導者確保及び財源の確保、また、大会等の主催者側の課題として、地域クラブから大会コンクール等へ参加が可能となるような規程の整備があげられます。

次に(3)アの「指導者確保が困難な原因、町民全体への募集実施の予定」についてですが、地域クラブの仕組みが浸透しきれていないこともあります。指導者の確保が難しいことは全国的であり、先進自治体においても課題となっています。本町のみでなく、全国的に人材難であると認識しています。スポーツ指導者登録人材バンク以外でも教育委員会やスポーツ団体の会議等で声掛けをするなど、指導者の確保に努めています。

今後、町広報紙や町ホームページなどで地域クラブ指導者の募集を全町的に行っていく予定です。

次に、イの「指導者についての見解、指導者への講習」についてですが、生徒に指導を行う立場上、指導者の質の確保は重要と考えています。講習内容はハラスメント防止や普通救命講習など指導者に必要なプログラムを想定しています。

なお、指導者にはハラスメント行為等を行わないよう誓約書等を交わすことを考えていますが、今後の協議会においても対策を検討していきます。

次に、ウの「各種大会やコンクールへ参加する場合、引率者となるか」についてですが、現状では、「活動に親しむ」ことを目的とした活動から立ち上げていくため、各種大会やコンクールへの参加は想定していません。将来的に、大会等の参加規程が改正され、参加者や指導者のニーズによって「競技力向上を目指す」チームを立ち上げた場合は、引率者となることは考えられます。

なお、平日の部活動は引き続き行っていくため、令和7年の夏の大会までは学校から各種大会等への引率を行うこととしています。

次に、エの「指導者が平日と休日で変わることに生徒への対応」についてですが、地域クラブの目的は「活動に親しむ」ことであるため、指導者の価値観を生徒に押し付けるようなことがないように、指導者養成講習で徹底していく考えです。

また、学校の部活動顧問と打ち合わせが必要という状況が発生するようであれば、学校と協力し、指導方法を確認しあう等、柔軟に対応していきたいと考えています。

次に、(4)の「ケガ等に対する補償の学校部活動と地域移行後の違い、保険加入に対する町の見解」についてですが、学校部活動では、災害共済給付制度が適応されていましたが、地域クラブは学校の管理下ではないため、適応されません。

しかし、地域クラブは、町が運営する団体であるため、町が契約している「ふれあい保険」を適応します。

参加者が保険料を負担することなく参加ができるよう準備を進めています。

次に、(5)の「公共交通を利用する場合の支援」についてですが、JR武豊線や町運行バスうららを利用されることも想定されますが、地域クラブは任意参加の活動であるため、運賃に対する支援は考えていません。

次に、(6)の「現在の部活動の種類と9月から地域クラブで生徒の受け入れが可能な部活動、地域クラブで生徒の受け入れに必要な条件」についてですが、現在の町内3中学校の部活動は24種類です。

現在、町の条件を満たす指導者数が集まっているクラブは、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、柔道、剣道です。

地域クラブで生徒の受け入れに必要な条件は、指導者、活動場所、運営費、及び参加者の確保が整うこととしております。

令和5年9月から立ち上げるクラブについては、今後指導者との打ち合わせ等を行った上で決定となります。

次に、(7)の「現在の部活動加入率と、生徒の地域クラブへの参加率(予定)」についてですが、令和4年度、町内3中学校で約9割の生徒が部活動に加入しています。

また、令和4年度に児童生徒に実施したアンケート結果から、地域クラブへの参加率を約50パーセントと見込んでいます。

次に、(8)の「地域クラブへの参加料と指導者への報酬を設定した理由と、それぞれの額の根拠、経済的な理由で参加できないことのないように支援を行うか」についてですが、地域クラブは、自身で選択し、活動に親しむことを目的としており、生徒に参加を強制することはありません。

任意参加の活動をすべて公費で賄うことは、受益者負担の考えに反するとの判断で、参加者から必要な費用を徴収することとしました。

指導者への報酬を支払う理由といたしましては、責任のある指導にあたる必要があると考えること、協議会においても無償では成り立つものではない、との意見があったためです。

参加費の根拠につきましては、地域クラブ運営が持続可能な低廉な額を模索していきませんが、現時点では町内の総合型スポーツクラブの参加料を参考と

し、指導者報酬の根拠につきましては、先進自治体や、近隣市町と大きな乖離がないよう設定していきます。

また、経済的な理由で参加が難しい方への参加費用の支援等について、検討してまいります。

次に、(9)の「説明会が町内各中学校で行われたが、それぞれの参加者数と意見の概要は」についてですが、5月31日に開催した東浦中学校の説明会は、約250人の参加があり、「町が行う地域クラブなので、バス運賃の補助や巡回バスの実施をしてほしい」、「地域クラブで部活動の種目が立ち上がらないと活動の機会が減少するため、子どもたちの不利益になる」や「令和5年9月に開始できない活動は、今後整備されるのか」などの意見がありました。

なお、西部中学校の説明会は6月8日に、北部中学校は6月20日に開催予定です。

次に、(10)の「部活動の地域移行から、東浦町としてのスポーツや文化の発展をどう考えるか」についてですが、地域クラブの実施で期待される効果として、希望の部活動がない生徒が地域クラブで希望の活動ができるようになる、また、複数の活動への参加ができるなど生徒の活動機会の拡大があります。

中学生からさまざまな活動を行うことで、経験豊かな人材育成環境の構築につながると考えています。

また、地域の方が指導者となることで、指導者の生きがいにつながる、参加した生徒が将来指導者になるなど、生涯にわたりスポーツ・文化活動に親しむ機会の創出及びスポーツや文化活動人口が増えることが期待できることから、町全体としてスポーツや文化活動の発展につながると考えています。

次に、(11)の「平日の部活動の在り方や環境整備について、今後のスケジュール」についてですが、休日の部活動廃止後も、学校では平日の部活動を行い、大会等へも参加します。

休日の部活動の廃止により、総活動時間が短くなる分を平日に集中し、充実した活動を行うことができるものと考えています。

現在のところ、平日の部活動がどのように変わっていくのか決まってはおりませんが、今後、平日部活動のあり方を検討するにあたり、平日に指導可能な指導者について環境を整備することが大きな課題となります。

中学校体育連盟などの大会に関わる参加規程等が整っていないため、それらの動向を見ながら今後検討していくこととしています。

次に、(12)の「延期を求めるが、見解は」についてですが、国は令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革推進期間として、可能な限り早期の実現を目指すとの方針を示しています。

学校における働き方改革の視点も踏まえ、部活動を教員の負担を軽減できる

内容にすること、一方で生徒のニーズに応えるために、休日の部活動を、地域の活動として実施するための環境を整備することが示されました。

その方針に沿って、令和4年度に3回、令和5年度は現在までに1回、協議会を開催してきました。その他に児童生徒、保護者等へのアンケートを行い、ニーズ把握に努めています。

学校現場では、競技・活動経験のない部活動への指導や休日も含めた部活動の指導が大きな業務負担となっており、休日の部活動が教員の多忙化の一因となっているため、休日の部活動を廃止することで、教員の多忙化を解消し、教育の質の向上を目指すこととしています。

今のところ、協議会では延期を求める意見は出ておらず、延期は考えておりません。引き続き令和5年9月からの開始を目指し、取り組んでまいります。

2. 学校給食費の無償化について

今年3月31日に発表された「こども・子育て政策の強化について（試案）～次元の異なる少子化対策の実現に向けて」の中身に、学校給食について無償化に向けて課題の整理が記された。

（1）学校給食の無償化は、これまでも一般質問や予算要望で提起してきたが、今回の発表を受け本町としての見解は。

（2）国の動きに先行した町独自の学校給食費の無償化や減免によるこども・子育て政策の実施を求めるが見解は。

【回答】（1）の「学校給食の無償化は、これまでも一般質問や予算要望で提起してきたが、今回の発表を受け本町としての見解は。」についてですが、こども政策担当大臣により発表された「こども・子育て政策の強化について（試案）」につきましましては本年1月の岸田内閣総理大臣からの指示を受け、こども・子育て政策の強化に向けて、まずは必要な政策内容を整理するという観点から取りまとめられたものです。これによれば「学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や、保護者負担軽減対策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行う」としていて、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2023」に向け、総理の下で更に検討を深めていくとしています。

今後はこども・子育て政策に加速化して取り組むとされており、数年の間に学校給食費の無償化を含めた少子化対策が強化されるものと考えますので基本方針の動向に注視していきます。

次に（2）の「国の動きに先行した町独自の学校給食費の無償化や減免によるこども・子育て政策の実施を求めるが見解は。」についてですが、本町におきましては学校給食法で規定されている「食材料費は保護者負担とする」という考え方に現時点で変わりはありません。

令和5年度 学校教育課報告

令和5年7月

児童生徒数(7月1日現在)

(人)

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計
藤江小学校	男	5	38	5	35	2	22	4	26	4	26	1	23	21	170
	女	0	27	2	33	3	31	2	27	1	33	1	33	9	184
	計	5	65	7	68	5	53	6	53	5	59	2	56	30	354
生路小学校	男	0	29	2	25	0	27	2	26	1	30	1	20	6	157
	女	0	24	1	31	1	37	0	25	1	22	1	28	4	167
	計	0	53	3	56	1	64	2	51	2	52	2	48	10	324
片葩小学校	男	0	18	2	27	1	37	0	35	1	34	0	45	4	196
	女	0	27	0	26	0	35	2	32	0	31	1	31	3	182
	計	0	45	2	53	1	72	2	67	1	65	1	76	7	378
石浜西小学校	男	3	32	3	37	2	45	1	45	1	45	3	40	13	244
	女	1	35	1	31	1	37	0	31	0	44	2	34	5	212
	計	4	67	4	68	3	82	1	76	1	89	5	74	18	456
緒川小学校	男	0	54	2	41	2	39	0	24	3	51	3	53	10	262
	女	0	35	1	46	1	51	0	39	2	58	0	32	4	261
	計	0	89	3	87	3	90	0	63	5	109	3	85	14	523
卯ノ里小学校	男	3	29	2	21	2	32	3	23	2	23	2	16	14	144
	女	1	26	2	27	1	16	0	28	0	17	0	26	4	140
	計	4	55	4	48	3	48	3	51	2	40	2	42	18	284
森岡小学校	男	0	31	2	34	1	38	2	39	4	48	1	36	10	226
	女	0	42	1	37	2	47	1	23	0	30	1	40	5	219
	計	0	73	3	71	3	85	3	62	4	78	2	76	15	445
小学校計	男	11	231	18	220	10	240	12	218	16	257	11	233	78	1,399
	女	2	216	8	231	9	254	5	205	4	235	6	224	34	1,365
	計	13	447	26	451	19	494	17	423	20	492	17	457	112	2,764
東浦中学校	男	1	128	8	134	4	133							13	395
	女	3	130	4	149	2	120							9	399
	計	4	258	12	283	6	253							22	794
北部中学校	男	4	69	1	83	3	69							8	221
	女	1	91	1	76	1	81							3	248
	計	5	160	2	159	4	150							11	469
西部中学校	男	2	31	0	28	1	27							3	86
	女	0	22	1	30	1	26							2	78
	計	2	53	1	58	2	53							5	164
中学校計	男	7	228	9	245	8	229							24	702
	女	4	243	6	255	4	227							14	725
	計	11	471	15	500	12	456							38	1,427

(特別支援は内数です)

要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	6 月		5 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤 江 小 学 校	0	21	0	21
生 路 小 学 校	0	17	0	16
片 葩 小 学 校	0	22	0	22
石 浜 西 小 学 校	1	106	1	106
緒 川 小 学 校	0	36	0	38
卯ノ里小 学 校	0	31	0	31
森 岡 小 学 校	0	32	0	31
小 学 校 計	1	265	1	265
東 浦 中 学 校	0	87	0	87
北 部 中 学 校	0	48	0	47
西 部 中 学 校	0	16	0	16
中 学 校 計	0	151	0	150
総 計	1	416	1	415

長期欠席者数

(人)

学 校 名	6 月	5 月
藤 江 小 学 校	4	6
生 路 小 学 校	4	2
片 葩 小 学 校	3	1
石 浜 西 小 学 校	6	7
緒 川 小 学 校	1	1
卯ノ里小 学 校	2	2
森 岡 小 学 校	2	2
小 学 校 計	22	21
東 浦 中 学 校	26	23
北 部 中 学 校	14	10
西 部 中 学 校	3	2
中 学 校 計	43	35
総 計	65	56

いじめ認知件数

(件)

学 校 名	6 月	5 月
藤 江 小 学 校	0	1
生 路 小 学 校	0	0
片 葩 小 学 校	1	0
石 浜 西 小 学 校	0	1
緒 川 小 学 校	3	3
卯ノ里小 学 校	0	0
森 岡 小 学 校	0	2
小 学 校 計	4	7
東 浦 中 学 校	2	1
北 部 中 学 校	0	0
西 部 中 学 校	1	2
中 学 校 計	3	3
総 計	7	10

その他

・ICT支援員派遣業務の契約を締結しました。派遣契約期間は令和5年9月1日から令和8年3月31日までです。

・令和5年6月29日から11月17日までの工期で西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事 を行っています。

・令和5年6月24日から令和6年3月28日までの工期で小中学校電源設備改修工事(藤江小、片葩小除く8校)を行っています。

・令和5年6月24日から9月29日までの工期で卯ノ里小学校特別支援教室間仕切設置工事を行っています。

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

・学用品費

・新入学学用品費(新小中1年)

・給食費

・林間学校費(小5、中2)

・修学旅行費(小6、中3)

・卒業アルバム代等

※要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

小中学校の主な行事予定(令和5年8月)

	曜日	行事名等	備考
1	火		
2	水		
3	木		知教協幹事会(13:30～)
4	金		児童会サミット(9:00～)
5	土		
6	日		
7	月		
8	火		
9	水	会議・行事等を行わない期間(～15日)	
10	木		
11	金	山の日	
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		
18	金		
19	土		
20	日		
21	月	わくわく算数(片葩小)	教育委員会定例会(9:30～)
22	火	わくわく算数(片葩小)	
23	水	わくわく算数(片葩小)・わくわく数学教室(東浦中)	
24	木	わくわく算数(片葩小)・わくわく数学教室(東浦中)	
25	金	わくわく算数(片葩小)	
26	土		
27	日		
28	月	わくわく算数(片葩小)	教育委員会事務点検・評価意見聴取会
29	火	わくわく算数(片葩小)	
30	水	わくわく算数(片葩小)	
31	木		

令和5年度 生涯学習課の事業報告・事業計画

7月 事業報告

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・文化センター フラワーインテリア作り講座、作ろう！食品サンプル
子ども書道体験教室、JFE スチール工場見学とものづくり教室
子どものための吹奏楽教室
 - ・地区コミセン 子ども英会話教室（緒川）、書道体験教室（卯ノ里）
夏休み紙粘土工作（石浜）、背筋を伸ばしてヨガ教室（生路）
夏休みこどもポスター教室（藤江）
- 2 図書館事業
 - ・22日（土） 読書感想文 本の選び方講座
 - ・29日（日） よむらびフェスタ（図書館まつり）
- 3 郷土資料館事業
 - ・5日（水） ふるさと講座「もっと知ろう、ふるさと HIGASHIURA」
 - ・21日（金） 古代塩づくり教室
 - ・29日（土） 子ども昔体験教室～勾玉づくり～
 - ・～9月24日（日） ミニ企画展「水野氏と久松氏」

8月 事業計画

- 1 文化センター、地区コミュニティセンター事業
 - ・文化センター 夏休み子ども科学教室、子どもポスター制作講座
あいちの木で作ろう！親子木工教室、夏休み親子パン講座
フラワーインテリア作り講座、子どもかんたんおやつ講座
子どものための吹奏楽教室、プログラミング講座
 - ・地区コミセン 親子で手作りピザを作ろう、書道体験教室（卯ノ里）
子ども英会話教室（緒川）、背筋を伸ばしてヨガ教室（生路）
- 2 図書館事業
 - ・3日（木）読書感想文 書き方講座 ・10日（木）読書感想文 相談講座
- 3 郷土資料館事業
 - ・4日（金） 古代塩づくり教室
 - ・11日（金）～20日（日） 大河ドラマ「どうする家康」パネル展
 - ・～9月24日（日）まで ミニ企画展「水野氏と久松氏」

令和5年度スポーツ課事業報告・事業計画

7月事業報告

1 スポーツ推進委員会

4日（火）第4回定例会議（はなのき会館）

11日（火）アフタースクール講師 カローリング（石浜西小）

14日（金）アフタースクール講師 キンボール（緒川小）

2 生涯スポーツ事業

29日（土）ランニングイベント（あいち健康の森）

大府市と共催。愛三工業陸上部員による指導 中学生以上各25人

8月事業計画

1 スポーツ推進委員会

1日（火） 第5回定例会議

19日（土） ミニテニス研修会（メディアス体育館ひがしうら）

23日（水） スポーツ推進委員知多地区役員会（南知多町）

26日（土） 知多地区スポーツ推進委員交流会（常滑市）